

4. 創業支援施策について

(1) インキュベーション施設の運営について

都は、創業者を支援するため、低廉な賃料でオフィスを提供し、あわせて、経営支援などを行う創業支援施設であるインキュベーション施設の運営を行っている。インキュベーション施設の運営管理は中小企業振興公社が実施している。インキュベーション施設は、都が保有する空き庁舎や産業サポータスクエア・TAMA において運営されている。都は、インキュベーション施設において、社会的課題解決に取り組む事業者や研究開発型企業等で創業を図ろうとする者又は創業1年以内から5年未満の中小企業者に対し、低廉な賃料で創業の場を提供し、インキュベーション事業者による経営支援を実施している。

平成30年度に稼働していたインキュベーション施設は表B1-4-1のとおりである。都は、表B1-4-1に記載したインキュベーション施設のほか、区部創業支援機能としてタイムム24ビル、インキュベータオフィス及びスモールオフィスの運営や、先駆的ベンチャー支援施設として東京コンテントインキュベーションセンターや白鷺西R&Dセンターの運営も行った。

表B1-4-1 平成30年度に稼働していたインキュベーション施設の概要

施設名	所在地	開設	部屋数
ソーシャルインキュベーションオフィス・SUMIDA	墨田区本所	平成12年度	20室
ベンチャーKANOA	千代田区内神田	平成13年度	25室
インキュベーションオフィス・TAMA	昭島市東町(産業サポータスクエアTAMA内)	平成22年度	6室

(産業労働局作成資料及び中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)

表B1-4-1に記載のインキュベーション施設のうち、ソーシャルインキュベーションオフィス・SUMIDA(以下「インキュベーションオフィス・SUMIDA」という。)では全入居者が施設を退去し、平成31年3月末をもって閉鎖している。また、ベンチャーKANOAでは9社が退去し、平成31年3月末での入居者数は1社となっている。なお、タイムム24ビルのインキュベータオフィス及びスモールオフィスも平成30年度に閉鎖している。

① インキュベーション施設の入居率について

インキュベーションオフィス・SUMIDAとベンチャーKANOAは、建物の老朽化と入居率低迷という理由により廃止の意思決定が行われ、平成29年3月をもって新規の入居者募集を停止している。それぞれのインキュベーション施設の入居件数の推移について確認したところ、表B1-4-2のとおりであった。

表B1-4-2 インキュベーション施設の入居件数推移

	インキュベーションオフィス・SUMIDA		ベンチャーKANOA	
	年度末入居件数(件)	入居率(%)	年度末入居件数(件)	入居率(%)
平成22年度	9	45%	25	100%
平成23年度	13	65%	20	80%
平成24年度	10	50%	12	48%
平成25年度	7	35%	10	40%
平成26年度	4	20%	14	56%
平成27年度	7	35%	15	60%
平成28年度	6	30%	15	60%
平成29年度	1	5%	10	40%
平成30年度	1	5%	1	4%

(産業労働局作成資料より監査人が作成)

※ 入居率は年度末入居件数÷部屋数により監査人が算定した。

インキュベーション施設の入居件数の推移を見ると、インキュベーションオフィス・SUMIDAについては、平成23年度のリニューアル開業後から部屋数に対して入居者数が少なく、平成24年度末を除いて、50%以下の入居率となっており、低い入居率が続いていた。ベンチャーKANOAについては、平成22年度のリニューアル開業当初の入居率は高く、開業以降、入居率は低下傾向にあるが、インキュベーションオフィス・SUMIDAと比較すれば、入居率は高い傾向にあったと言える。

インキュベーションオフィス・SUMIDAについて、平成23年度のリニューアル後も、入居率が低い水準で推移していることを踏まえ、リニューアル当時の利用見込みがあるか、産業労働局に質問したところ、以下の回答を得た。

【産業労働局の回答】

平成12年からリニューアール前の施設における入居率は概ね80%以上で推移しており、リニューアール後も同程度の利用を見込んでいた。

部屋数：22 (平成21年度末で一時期閉鎖)				
平成12年度末：22件	平成15年度末：16件	平成18年度末：20件		
平成13年度末：18件	平成16年度末：14件	平成19年度末：22件		
平成14年度末：18件	平成17年度末：21件	平成20年度末：18件		

リニューアール当初は80%程度の入居率を見込んでいたが、結果的には見込みと異なり、当初より低い入居率となっていた。リニューアールに当たって、社会的課題解決を目的とするようなソーシャル・ビジネスを対象としていることに変更はないが、有料化し、地域課題に特化したビジネスを対象とし、インキュベーションセンターを設置した等の変更を行っている。リニューアール当初から見込みを下回る入居率で推移していたことから、インキュベーションセンター・SUMIDAの閉鎖の検討について、より早期に行うべきであったと考えられる。

インキュベーション施設の閉鎖意思決定時の根拠資料を確認したところ、都のインキュベーション施設について、平成29年3月に見直しを行うに当たっての経緯と見直しの方針について記載がある。見直しを行った経緯として、都が、平成8年に当時その分野で最新のビルであった「タイム24ビル」内に、先駆的にインキュベーション施設を設置し、その後、空き庁舎を活用したインキュベーション施設を順次開設したものの、複数の施設で老朽化するとともに、民間等の動きとして、平成10年代後半から、民間事業者等のインキュベーション施設開設が活発化し、近年では、多様な機能を持つ民間施設が数多く開設されてきた状況がある。民間等の施設の増加により、ハード面の支援の必要性が減少してきたことから、産業労働局は民間との役割分担を精査するとともに、創業者や創業希望者が官民の多様なサービスを選択できるよう、広く相談や資金面での支援、認定インキュベーション施設の紹介等、ソフト支援を重点的に展開するように見直しを行っている。都は、平成30年度に民間等のインキュベーション施設数の調査を行い、最新の状況を把握している。

また、インキュベーションオフィス・SUMIDAの入居率が低かった要因について産業労働局に質問したところ、インキュベーションオフィス・SUMIDAは老朽化している上、駅から距離のある場所に位置し、交通の便が悪いことも要因として考えられるとのことであった。都の空き庁舎の活用については、利用者の利便性も考慮し、利用されやすい方法で検討する必要があると考えられる。

したがって、産業労働局は、インキュベーションオフィス・TAMAや新たなイ

ンキュベーション施設を運営する場合など、今後もインキュベーション施設の運営を行うに当たって、民間等のインキュベーション施設数の動向を定期的に確認して方針を決定するとともに、インキュベーション施設の入居率等を定期的に分析して、施設の必要性について検討をする必要がある。なお、インキュベーションオフィス・TAMAについては、入居率が良好かつ比較的建築年数が浅く、多摩地域のインキュベーション施設が少ないことから、存続と判断している。平成29年3月に見直しを行った際に使用した、都内インキュベーション施設数の情報は、平成23年度調査のものであることから、最新の状況について、定期的に把握することが望ましい。

(意見1-7) ソーシャルインキュベーションオフィス・SUMIDAの過去の入居率を踏まえたインキュベーション施設の運営について

インキュベーション施設の一つであるソーシャルインキュベーションオフィス・SUMIDA (以下「インキュベーションオフィス・SUMIDA」という。)は平成23年度にリニューアール開設し、平成31年3月末をもって閉鎖している。インキュベーションオフィス・SUMIDAのリニューアール当初は、80%程度の入居率を見込んでいたが、開設直後より、見込みより低い入居率が継続しており、その廃止の検討について、早期に行うことが望ましかったと考える。

この点、閉鎖を行ったインキュベーション施設の入居率が低下していた要因として、民間事業者等のインキュベーション施設開設が活発化し、多様な機能を持つ民間施設が数多く開設されてきた状況により、地域によって偏りはあるが、都がインキュベーション施設の運営を行う必要性が低下してきたことが挙げられる。また、インキュベーションオフィス・SUMIDAについては、老朽化していることに加え、駅から距離のある場所に位置し、交通の便が悪いことも入居率が低くなった要因として考えられる。都の空き庁舎の活用については、利用者の利便性も考慮し、利用されやすい方法で検討する必要がある。

したがって、産業労働局は、インキュベーションオフィス・TAMAや新たなインキュベーション施設を運営する場合など、今後もインキュベーション施設の運営を行う場合は、柔軟な方針決定を行うことができるように、民間等のインキュベーション施設数の最新の状況を、定期的に把握されたい。また、インキュベーション施設の入居率等の分析に基づき、施設存続の判断を適時に実施されたい。

② インキュベーションオフィス・TAMAの運営について

インキュベーションオフィス・TAMAは、産業サポータスクエアTAMA内に設置

されたインキュベーション施設で、先端的ものづくり分野や研究開発型企業などで創業を図ろうとする創業者又は創業3年未満の者等を入居対象としている。都は、地域ものづくり企業の集積と地域産業の発展を図るなどの趣旨で、多摩地域のものづくり分野での創業支援に力を入れている。

インキュベーションオフィス・TAMAの直近3年間の入居状況は、表B1-4-3のとおりである。

表B1-4-3 平成28年度以降のインキュベーションオフィス・TAMA 入居状況

部屋 No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度
301	入居継続 平成27年7月入居	入居継続	入居継続
302	入居継続 平成27年11月入居	入居継続	平成30年8月退去
303	入居継続 平成27年7月入居	入居継続	入居継続
304	入居継続 平成25年2月入居	入居継続 平成30年1月退去	平成31年3月入居
305	入居継続 平成27年7月入居	入居継続	入居継続
306	入居継続 平成25年11月入居	入居継続	平成30年10月退去

(中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)

監査人が令和元年8月に視察を行った時点では、302号室と306号室は空室となっていた。空室2室に係る問い合わせ状況を確認するため、空室となつてから令和元年8月末時点までの月別の問い合わせ件数について、インキュベーションオフィス・TAMAを運営管理する中小企業振興公社に質問したところ、以下の回答を得た。

【中小企業振興公社の回答】

平成30年度：4件（11月：3件 1月：1件）
平成31年度：2件（4月：1件 5月1件）

また、上記回答に関連して、中小企業振興公社は以下のとおり現状分析を行っているとの回答を得た。

【中小企業振興公社の回答】

ものをつくる場所の確保以前の製造技術や生産技術の保有、ゼロベースでのサプライチェーンの構築、設備投資とオペレータ確保のハードルが高く、入居対象者は少数にとどまる。関係機関へ照会しても、支援者に占めるものづくり創業者の割合は3.5%前後、少ない期間では1%を切る機関がある中、ものづくり創業者の灯を絶やさないよう、鋭意募集を継続中である。現在、卒業や隣の多摩テクノプラザへの移転者が出た関係で空室となつた2室について、問い合わせもあるが、その問い合わせは今のところ対象者以外からであり、入居候補とはなっていない。

インキュベーションオフィス・TAMAについて問い合わせはあるものの、入居対象となる創業者等からの問い合わせはなく、多摩地域でのものづくり創業者の割合は低いことから、入居対象となるようなものづくり分野で創業を図ることに意欲的な者に対する周知をさらに図る必要がある。

空室2室に係る周知方法を確認したところ、ホームページでの掲載及び入居募集案内チラシの配布を行っていることであった。ホームページについては、TOKYO創業ステーションウェブサイトの「インキュベーションオフィス情報」、「東京創業NET」、及び中小企業ビジネス支援サイトの「J-net21」に掲載している。入居募集案内チラシについては多摩地域の公的機関等（商工会議所等）への配架・周知依頼及びセミナー開催時のチラシ配布により周知を実施している。また、中小企業振興公社は、入居対象となる者等の状況を把握するため、創業相談について活発に取り組む市町村等との情報交換を行っている。

なお、中小企業振興公社によれば、問い合わせしてきた者の情報源のほとんどがインターネット検索であり、ウェブサイトからの情報発信は有効であると考えているとのことであった。

インキュベーションオフィス・TAMAについて、一定の周知は行われているものの、意欲的に創業を行おうとする者等に対して訴求されるように、周知先の拡大を検討することが望ましい。また、創業支援について、多摩地域の市町村等との連携を今まで以上に強化することで、入居対象となる者の掘り起こしを行うことが望ましい。

(意見1-8) インキュベーションオフィス・TAMAの入居募集の周知について多摩地域での先端的なものづくり分野や研究開発型企業などで創業を図ろうとする創業者又は創業3年未満の者等を入居対象としたインキュベーションオフィス・TAMAは、6部屋を有するものの、平成30年度中に退去が生じており、空室が2室生じている。空室2室について、問い合わせはあるものの、入居対象者以外からの問い合わせであり、入居候補となっていない。また、多摩地域での

のづくり起業者の割合は低い。そのため、入居対象となるようなものづくり分野で創業を図ることに意欲的な者に対する周知をさらに図る必要がある。また、インキュベーションオフィス・TAMAの入居対象となる者の掘り起こしを行う必要がある。

したがって、中小企業振興公社は、今まで以上に多摩地域で意欲的に創業を行うおうとする者等に対して、インキュベーションオフィス・TAMAの入居について訴求されるように、周知先の拡大を検討されたい。また、創業相談について活発に取り組み市町村等との情報交換を更に強化し、入居対象者の発掘を推進されたい。

(2) 多摩ものづくり創業の推進事業について

都では、多摩地域におけるものづくり分野での創業予定者及びものづくり型創業支援施設運営事業者への支援を通じて、多摩地域におけるものづくり分野での起業、さらには、都内の産業の活性化を図るため、多摩ものづくり創業支援事業を行っている。具体的な施策は中小企業振興公社が実施している。

中小企業振興公社では、平成30年度において、ものづくり分野での創業を目指す有望な起業家に対して、基礎知識の習得や起業のアイデアの具体化に向けた「デジタル工作機器活用支援セミナー」、「ものづくり基礎技術向上講習会」、「創業セミナー」を各1回、「多摩ものづくり創業プログラム」を5回、多摩地域の創業支援施設利用者との「多摩ものづくり交流会」を1回実施している。セミナー、講習会、プログラム及び交流会のそれぞれの募集定員及び参加者数は、表B1-4-4のとおりである。

表B1-4-4 平成30年度に開催したセミナー等の募集定員と参加者数

開催日	名称、テーマ	募集定員	参加者数
7月19日	・デジタル工作機器活用支援セミナー デジタルソフトウェアソリューションの動向	30名	6名
7月25日	・ものづくり基礎技術向上講習会 3D-CAD入門講習会	8名	7名
9月6日	・創業セミナー 勝つための創業計画書のつくり方 ～持続可能なビジネスモデルとは～	30名	10名

9月22日	多摩ものづくり創業プログラム	第1部：起業者の心構え 第2部：ものづくりの先輩企業者の体験談		
9月29日		第1部：ものづくりのマーケティング インク (1) 第2部：ものづくりのマーケティング インク (2)	10名	5名
10月6日	多摩ものづくり創業プログラム	第1部：ものづくりにおけるデザイン 第2部：ものづくりの法務と知財		
10月13日		第1部：提案力向上プレゼンテーション 第2部：ものづくりの財務と資金調達		
10月20日		第1部：事業計画書作成 第2部：事業計画書発表		
2月27日	多摩ものづくり交流会	①デジタル工作機器を使った「本革で作る刻印入りラックマーカー」の作成 ②多摩ものづくり創業支援事業の概要説明 ③創業支援施設「Tschool」の概要説明及び施設見学 ④参加者との意見交換	20名	4名

(中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)

表B1-4-4のとおり、セミナーや交流会の参加者数は4名～10名と少なく、平成30年度に開催された全てにおいて募集定員を下回っている状況である。7月19日に開催された「デジタル工作機器活用支援セミナー」は、30名の定員に対して参加者が6名であり、定員の2割にとどまっている。また、7月25日に開催された「ものづくり基礎技術向上講習会」を除いて、参加者数は募集定員の半分以下と低い水準となっている。

セミナーや交流会の参加者が少なく、事業の政策効果が十分に発揮されなると言えるが、事業計画時の定員の決定方法について中小企業振興公社に質問したところ、以下の回答を得た。

【中小企業振興公社の回答】

【定員の決定方法】

リーフレット等（おおむね1,800部）に対する公的なアンケートにおける製造業での創業希望割合（3.4～3.7%）や、来場割合を勘案し、また、近隣自治体を実施した創業セミナーの定員数などを参考にした。セミナーによっては、受講者がPCを使用する演習形式もあり、会場で使用可能なPC台数、講師の受講者受入体制等を勘案した。

【周知方法】

- ・リーフレット等の自治体への配架
- ・メールマガジンによる情報発信
- ・創業助成事業説明会資料へのリーフレット封入
- ・創業支援機関・施設を訪問して事業説明及び周知依頼
- ・SNS (Facebook) の活用

リーフレット等の配布実績や多摩地域の創業希望割合をもとに定員の算定を行っており、一定の根拠に基づいていたと言える。当該セミナーや交流会の参加実績が少ない要因として、中小企業振興公社に質問したところ、多摩地域の産業特性として、創業率の低い傾向のある製造業の割合が多いこと、当該企業を対象としたPRが不足していたとのことであった。政策効果を発揮させるためにも、十分なPRを行った上で、事業を執行する必要があったと考えられる。

なお、令和元年9月末時点で開催されたセミナーの開催状況は、表BI-4-5のとおりである。

表BI-4-5 令和元年度以降に開催されたセミナーの開催状況

セミナーの名称	定員	参加者数
デジタル工作機器活用支援セミナー	30名	17名
ものづくり基礎技術向上講習会	8名	6名
創業具体化セミナー	30名	22名

（中小企業振興公社作成資料より監査人が作成）

平成30年度に開催されたセミナー等の参加者が少なかったことを踏まえて、講義内容の詳細項目をPRするなど強化が図られている。また、就業している創業予定者が多いとの分析から、開催日の変更をしているほか、創業具体化セミナーについて、テーマの変更を行う対応をしている。このように、平成30年度に開催されたセミナーの参加者が少なかった要因について分析した上で、必要な

対策を講じている。

しかしながら、設定している定員に対して、参加者は少ない状況である。セミナー等の参加者数について、平成30年度の分析を実施しても、参加者数が増加しない場合には、多摩地域のものづくり創業支援に係るニーズが少ない可能性もある。都は、多摩地域のものづくり創業の活性化の必要性とニーズについて分析し、事業の方向性について検討する必要がある。また、多摩地域に集積しているものづくり企業数の減少を抑制し、都内の産業を活性化するため、多摩地域のものづくり創業の活性化には重要性があると考えられる。都は、多摩ものづくり創業支援事業を実効性のあるものにするために、多摩ものづくり創業支援事業として実施しているセミナー等への参加者が少ない状況を踏まえ、多摩地域の創業予定者の掘り起こしや創業希望者の育成に力を入れる必要がある。

この点、多摩地域におけるものづくり創業の支援については、令和2年度に、立川市に創業支援拠点（多摩）を開設するため、多摩地域の創業支援については、一元化される。

したがって、多摩地域の新たな創業支援拠点において、初期創業準備者の掘り起こしに重点を置いた支援を実施されたい。

（意見1-9）多摩ものづくり創業の推進事業の見直しについて

中小企業振興公社では、多摩ものづくり創業支援事業として、ものづくり分野での創業を目指す有望な起業家に対して、基礎知識の習得や起業のアイデアの具体化に向けた「デジタル工作機器活用支援セミナー」、「ものづくり基礎技術向上講習会」、「創業セミナー」、「多摩ものづくり創業プログラム」、多摩地域の創業支援施設利用者との「多摩ものづくり交流会」を実施している。これらセミナーや交流会の参加者数は、4名～10名にとどまっておらず、募集定員を大きく下回っている状況である。

セミナーや交流会への参加実績が少ない要因については、多摩地域の産業特性として、創業率の低い傾向のある製造業の割合が多いことと、当該企業を対象としたPRが不足していたとのことであった。

中小企業振興公社では、平成30年度に開催したセミナー等の低い参加実績を踏まえて分析を行った上で、改善を行っている。しかしながら、セミナー等の参加者数は増加しているものの、設定した定員に対して不足している状況は継続している。また、多摩地域に集積しているものづくり企業数の減少を抑制し、都内の産業を活性化するため、多摩地域のものづくり創業の活性化には重要性があると考えられる。

したがって、中小企業振興公社は、ものづくり創業支援事業について、十分な期間を設けてPRを実施するとともに、改善を図られたい。

なお、令和2年度に、立川市に創業支援拠点を開設予定であることから、多摩地域におけるものづくり創業の支援については、一元化される予定である。

多摩地域におけるものづくり創業支援の重要性も踏まえ、多摩ものづくり創業支援事業を実効性のあるものにするために、都は、引き続き、多摩地域におけるものづくり創業の活性化の必要性とニーズを分析するとともに、新たな創業支援拠点において、初期創業準備者を掘り起こすための取組に重点をおいた支援を実施されたい。

(3) 青山創業促進センターの運営について

都は、青山創業促進センターにおいて、都が抱える政策課題の解決に結び付く分野や、ベンチャーキャピタルが投資しにくい分野等で起業に取り組み有望な起業家及び起業予定者に対し、短期集中的にアクセラレーションプログラムを提供している。また、当該アクセラレーションプログラム受講者を応援しうる先輩起業家等に対し、低廉な賃料でオフィスを提供している。両者を一体的に運営することで、入居者同士が活発に交流しながら切磋琢磨する場を構築し、創業の更なる促進を図るものである。青山創業促進センターは、青山スタートアップアクセラレーションセンターとも言う。

① アクセラレーションプログラムの内容

アクセラレーションプログラムでは、書類審査や面接審査等を経て、プログラム受講者として選定された起業家又は起業を予定されている方を対象とし、約5か月間の短期集中型の育成プログラムを無料で提供する。プログラム期間中、青山創業促進センターにおいて、事業を成長させるための支援を行う存在であるアクセラレーターのほか、未上場企業等に対して投資を行う存在であるベンチャーキャピタリストなどの外部支援者が、各種研修・ワークショップの講師や相談・指導員（メンター）となっており、ビジネスプランの立案・ブラッシュアップを支援する。

青山創業促進センターは、創業10年未満の先輩起業家等が入居できるオフィスも併設しており、先輩起業家等が受講生への支援を行っている。また、施設内には談話室等の共用スペースもあり、受講生は先輩起業家や他受講生と交流し、お互いが切磋琢磨できる場を提供している。

プログラム終盤には、プログラム受講者が、ベンチャーキャピタリストや大企業の前でビジネスモデルやサービス内容を説明し、投資や共同事業の実施などを訴求する「デモデイ」を開催し、プログラム受講者が、資金調達などを通じて

成長を図る機会を提供する。

② 受講生

都が抱える政策課題の解決に結び付く分野や、ベンチャーキャピタルが投資しにくい分野での起業に取り組みベンチャー企業を中心に選定している。アクセラレーションプログラムの選考基準について産業労働局に確認したところ、以下の回答を得た。

【産業労働局の回答】

・審査項目は以下の6つとなり、一次審査・最終審査共に50点満点で配点は同じである。

- ① 起業の経緯・原体験：10点
- ② 潜在的な市場性：7.5点
- ③ 実現可能性（スキル・チーム構成）：7.5点
- ④ 解決策のユニークさ：7.5点
- ⑤ 青山スタートアップアクセラレーションセンターへのコミットメント：7.5点
- ⑥ 分野のマッチ（都の課題解決に関する分野であるか）：10点

・審査の構成については、一次審査と最終審査の二部構成となっており、審査の点数は、一次審査の点数に5分の3を乗じた評点と、最終審査の点数に5分の7を乗じた評点を合計した点数である。この評点の上位10チームを採択する。

審査については、都の政策課題解決に関する分野のマッチに重きを置いた評点で、応募者の中から評点の上位10チームが採択される。アクセラレーションプログラムは5か月の短期集中プログラムであり、年間で2回のプログラムが実施されるため、年間の選定数は最大で20チームとなる。平成30年度に募集を行った第6期と第7期の応募は、それぞれ134件、66件であったのに対して、受講決定数は、いずれも10件であり、人気の高いプログラムとなっていることが分かる。

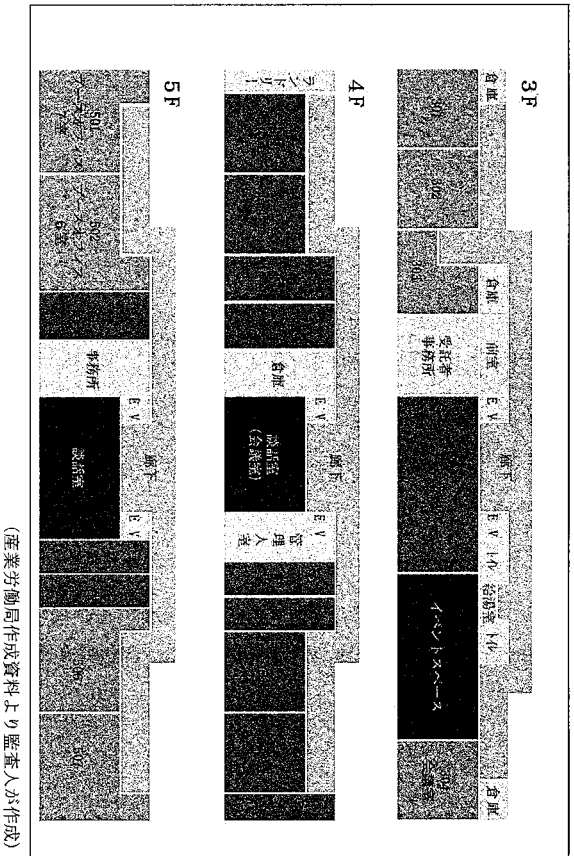
過去の受講者については、青山創業促進センターのホームページ上に公開されており、有名なスタートアップが多数存在し、事業効果が高い。

③ 青山創業促進センターの建物の概要

青山創業促進センターは、コスモス青山 SOUTH 棟の3階から5階までを都が借り受けて利用している。コスモス青山は表参道駅より徒歩7分、渋谷駅より

徒歩12分の青山通り近くに所在しており、受講企業にとって立地の良い場所に位置している。青山創業促進センターは、コワーキングスペース、イベントスペース、先輩起業家等のオフィス及び宿泊室から構成されている。図B1-4-1は青山創業促進センターの見取図である。

図B1-4-1 青山創業促進センターの見取図



図B1-4-1を見ると、4階部分は大部分が宿泊室に利用されていることが分かる。アクセラレーショナルプログラムは人気のプログラムであることから、オフィススペースを拡充し、受講企業を増加を図ることができないか、宿泊室の稼働率について産業労働局に質問したところ、以下の回答を得た。

【産業労働局の回答】

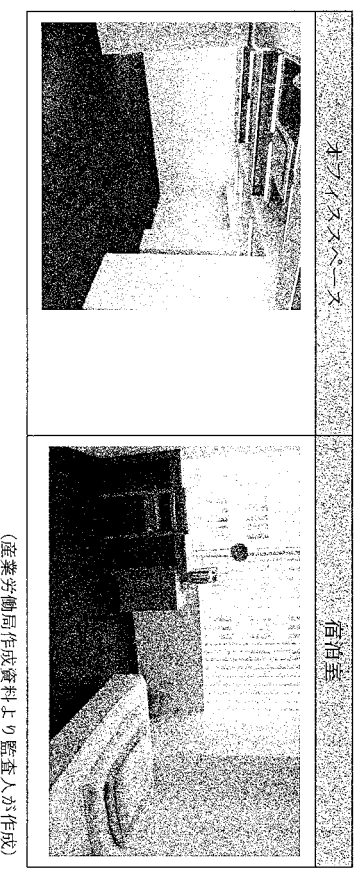
「稼働率」というものは算出していないが、本施設は宿泊滞在型施設であるため、利用の際に受講生に提出してもらう「宿泊届」等を元に利用率を計算すると、およそ35%程度である。

補足として、宿泊室については、受講者1チームにつき1室が割り当てられていることである。宿泊滞在型施設であるため宿泊室の存在は重要であるが、産業労働局が「宿泊届」等により計算した利用率は、およそ35%と低い状況で

ある。通期にわたって、低稼働の状況が継続している場合には、宿泊室の効率的な運用により、青山創業促進センターの施設の有効活用をすることで、アクセラレーショナルプログラム受講企業に対する支援の充実を図る余地があると考えられる。

アクセラレーショナルプログラムでは、全受講者が同時に宿泊するメニューがあり、常時空き室が生じるとは限らないことから、現在の支援内容を前提として、宿泊施設について、オフィススペースへの転用は適切ではない。また、受講者数を拡大することの合理性について、産業労働局に確認したところ、創業に意欲的に取り組む意識の高い受講者を確保すること等を踏まえると、受講者数を拡大することは適切ではないと判断している。したがって、現状の受講者数の範囲内で、宿泊施設の有効活用の方法を検討する必要がある。

写真B1-4-1 青山創業促進センターの施設



写真B1-4-1は、青山創業促進センターの施設の写真である。特別な仕様ではなく、どの受講者でも利用可能な施設であると言える。宿泊室については、限りある宿泊室を効率的に利用する方法を検討することで、より適切な運用ができるものと考えられる。

（意見1-10） 青山創業促進センターの運営について

都は、青山創業促進センターにおいて、都が抱える政策課題の解決に結び付く分野や、ベンチャーキャピタルが投資しにくい分野等で起業に取り組み有望な起業家及び起業予定者に対し、短期集中的にアクセラレーショナルプログラムを提供している。青山創業促進センターは、同じ施設内に同居する先輩起業家や他受講生との交流等を図ることにより、お互いが切磋琢磨できる場が提供されているという特徴がある。また、当該アクセラレーショナルプログラムの募集への応

募に対する受講者決定倍率は10倍程度と、人気の高いプログラムとなっている。また、過去の受講企業には有名なスタートアップも多く、事業効果が高いと言える。

しかしながら、青山創業促進センターの宿泊室の利用率は35%程度であり、宿泊室は1社につき1室が割り当てられていることから、施設利用の効率化を図る余地はある。宿泊室も使えるというアクセラレーションプログラムの特徴も生かしつつ、稼働の低い宿泊室を効率的に運用することで、青山創業促進センターの施設の低い宿泊室の利用向上を図られると考えられる。

以上より、産業労働局は、宿泊室の稼働状況を分析し、宿泊室を1社1室にするのではなく、限りある宿泊室を効率的に利用する方法を検討し、青山創業促進センターの施設の有効活用及び入居者の利便性向上を図りたい。

（4）エンジェル税制の対象企業確認業務について

第5次地方分権一括化法の成立により、国（経済産業省）から都道府県に対し、中小企業等経営強化法に基づく特定新規中小企業に対する投資等の確認業務が移管されたことを受け、都は、エンジェル税制の対象企業確認業務を適切かつ円滑に遂行するとともに、エンジェル税制活用促進に向けた周知を図っている。

エンジェル税制とは、ベンチャー企業への投資を促進するために、ベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して税優遇を行う制度である。ベンチャー企業とは、画期的なアイデアや技術を駆使し、新たな商品・サービスを提供する、小・中規模で創業10年未満程度の未上場の新興企業を指す。基準日において要件を全て満たしている場合、都道府県が、ベンチャー企業に対して確認書を交付し、個人投資家は、都道府県から交付された確認書等の必要書類を添付して確定申告を行うことで、税優遇を受けることができる。

エンジェル税制については、確認書の交付を受けるために申請する必要書類が多く、要件も複雑多岐にわたるため、ベンチャー企業からの申請書類に不備が多いのが現状である。そのため、正式な確認申請前に申請書類を全て提出してもらい、事前に要件の確認や申請書類作成の支援を行っており、書類が整った段階で、ベンチャー企業から正式な確認申請を受け付ける。この確認申請前の問い合わせ対応及び事前の書類確認が業務の中心を占めている。

表 B1-4-6 エンジェル税制実績推移

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規問い合わせ企業数	242	655	1,079
申請件数	150	200	248
投資家人数（確認書発行件数）	435	989	1,858

（産業労働局作成資料より監査人が作成）

表 B1-4-6 は、平成28年度以降のエンジェル税制の問い合わせ件数、申請件数及び投資家人数の推移を示したものである。いずれも増加しており、エンジェル税制活用促進はなされていると言える。一方で、これらの増加に対応するのに十分な人員の増員は行っておらず、エンジェル税制の対象企業確認業務担当者の定数については、平成28年度以降、2名であり、実人数でも3名程度となっている。表 B1-4-7 は、平成28年度以降の業務担当者の人数（実人数・定数）の推移である。

表 B1-4-7 エンジェル税制業務担当者の人数

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	定数	実人数	定数	実人数	定数	実人数
常勤	2名	2名	2名	3名（うち1名は兼務）	2名	3名（うち1名は兼務）
非常勤	—	—	—	—	1名	1名

（産業労働局作成資料より監査人が作成）